

## 木更津地域ポータルサイト運営協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会は、木更津地域ポータルサイト運営協議会と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、木更津地域において産学官がそれぞれ有する特性や固有の資源を有機的に結合させ、地域の多様な構成主体のコミュニケーション及びコラボレーションを促進する情報基盤を整備し、情報受発信能力の向上を図ることで、情報化による活力ある地域づくりとともにコミュニティ推進を目的とする。

### (活動及び事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の活動及び事業を行う。

- (1) 地域ポータルサイト「木更C o N」の管理運営に関する活動
- (2) 情報化による地域振興に関する活動
- (3) 情報化によるコミュニティ推進に関する活動
- (4) 木更津市の地域情報化推進施策に関する支援活動
- (5) 地域における情報活用能力向上・普及支援に関する活動
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な活動及び事業

### (会員)

第4条 本協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業・学機関等から選ばれた者をもって構成し、別表のとおりとする。

- 2 新たに本協議会の会員になろうとする者は、会員の推薦によってなることができる。

### (役員等)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 本協議会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

### (役員等の選出)

第6条 会長及び副会長は、総会において会員の中から選出する。

- 2 監事は、会長が会員でない者から選任し、総会において承認を得る。
- 3 アドバイザーは、会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第7条 本協議会の役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (4) アドバイザーは、専門分野について助言する。

(役員等の任期)

第8条 役員及びアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員又はアドバイザーの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 協議会の総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、次の区分により開催する。
  - (1) 通常総会は年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。
  - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。

(定足数)

第10条 総会は、会員総数の過半数の出席（委任状を含む。）で成立する。

(総会の権能)

第11条 総会は、この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項を決定する。

- 2 総会の議決は、出席した会員の過半数により行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 議事事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録は、議長が署名及び押印をしなければならない。

(部会)

第13条 本協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(経費)

第14条 本協議会の経費は、事業収入その他の収入をもってまかなう。

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本協議会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第17条 会長は、本協議会の事業報告及び収支決算について毎事業年度終了後に、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において、出席した会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第19条 本協議会は、総会において、全会員の議決を得て解散することができる。

(事務局の設置)

第20条 本協議会に、事務局を置く。

- 2 事務局には、会長が会員の中から選任した事務局長を置き、その事務局長の所属する組織を事務局とする。
- 3 事務局は、サイトの管理運営に関する事務（議事録の作成を含む。）及び会計を所掌する。

(木更津市の役割)

第21条 木更津市は、第2条の目的を達成するため本協議会の行う活動及び事業に対し、必要な支援及び助言を行う。

2 木更津市は、前項の規定に基づき本協議会の活動及び事業を円滑にするため事務局を補佐する。

3 前2項の事務は、企画政策部企画政策室が所掌する。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、本協議会が設立された日から施行する。

## 木更津地域ポータルサイト運営協議会 会員名簿

所属団体等	役職等	氏名
城西国際大学	メディア学部長	袁 福之
木更津キャリア開発協同組合	専務理事	隈元 雅博
かずさ広告企画ゆう有限公司	取締役フォルザ事業部長	黒川 奈美江
木更津商工会議所	専務理事	嶋田 正男
木更津工業高等専門学校	教授	鈴木 聡
千葉県宅地建物取引業協会 南総支部代表 e p m不動産株式会社	代表取締役	鈴木 政晴
観光いちご園メグミランド	オーナー	富永 信行
学校法人君津学園	副理事長 木更津総合高等学校 副校長	真板 竜太郎
NPO法人孫の手くらぶ		丸尾 章太郎
NPO法人盤州里海の会	理事長	金萬 智男